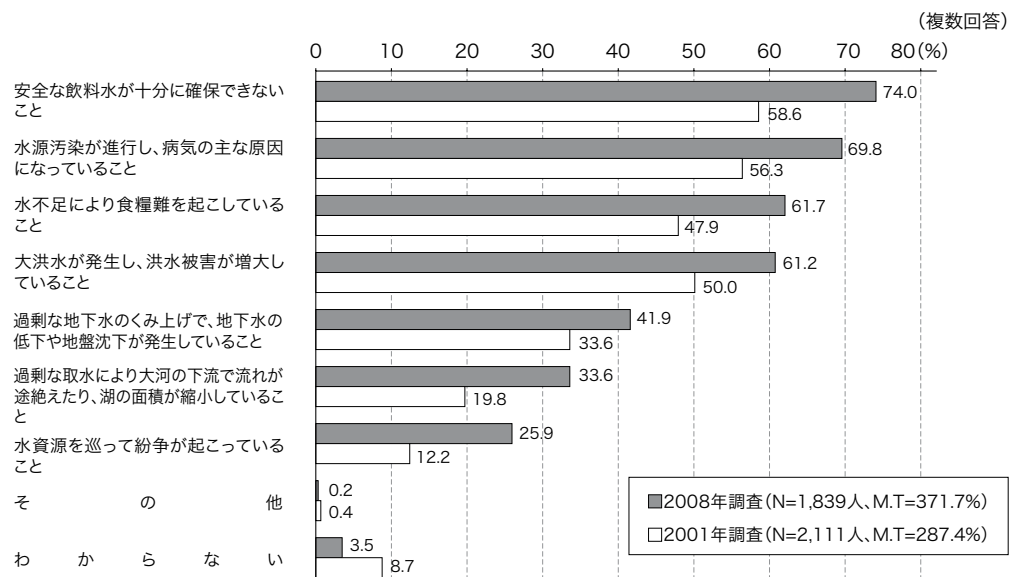
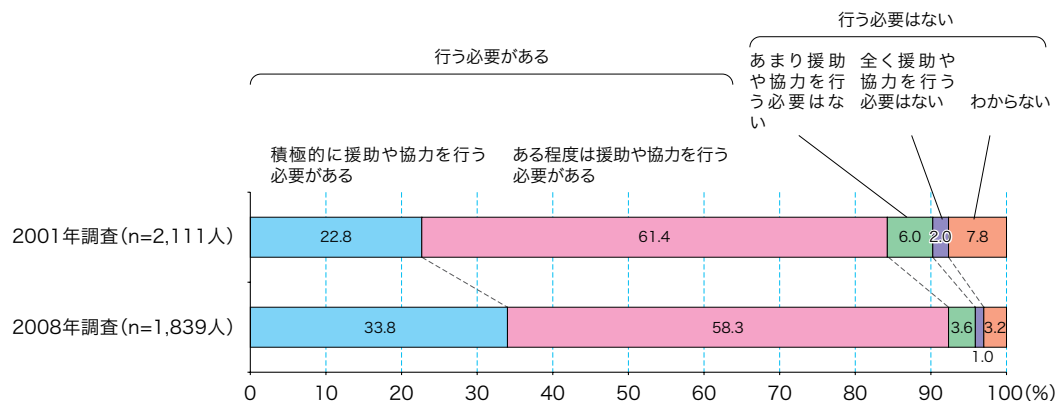


参考 10-1-1 世界の水問題について



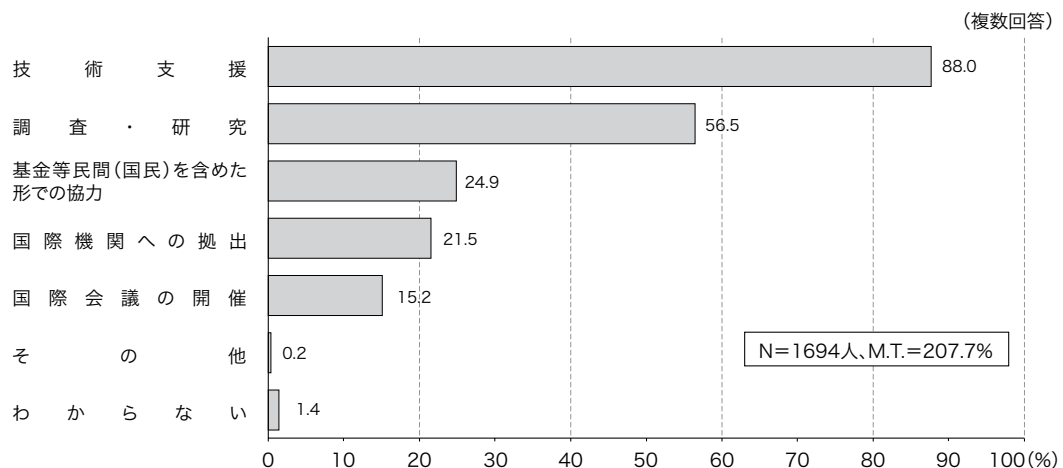
(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月)

参考 10-1-2 世界的な水問題解決のための日本の援助や協力



(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月)

参考 10-1-3 援助・協力の内容



(注) 内閣府「水に関する世論調査」(平成 20 年 6 月)

参考 10-2-1 水資源分野における国際的な取組み

- 1977 年 国連水会議（アルゼンチン、マルデルプラタ）
国のレベルで水資源評価や効率的利用、法制度の整備等を推進することがうたわれ、その後の 1981-1990 年の 10 年
間を「国際飲料水と衛生の 10 年」とすることが決定された。
- 「国際飲料水と衛生の 10 年」（1981 年～1990 年）
開発途上国において安全な水と良好な衛生環境が得られないために数多くの乳幼児が死亡しているだけでなく、生産性
や収入が減少し、国の発展に支障をきたしているという状況の改善を図ることを目的としたもの
- 1992 年「水と環境に関する国際会議（ICWE）」（アイルランド、ダブリン）
「国連環境開発会議」（以下「地球サミット」という。）に向けた取り組みの新たな行動計画に関する検討が行われる。
- 1992 年 地球環境サミット（ブラジル、リオデジャネイロ）
「アジェンダ 21」で、「淡水資源の質と供給の保護」が記載される。
- 1993 年 地球サミットのフォローアップのため、国連経済社会理事会の下に持続可能な開発委員会
（CSD）が設立される。
- 1997 年 第 1 回世界水フォーラム（モロッコ、マラケッシュ）
モロッコのマラケッシュにおいて 63 ヶ国から約 500 名が参加して開催され、「21 世紀における世界の水と生命と環境
に関するビジョン」の策定が提唱された。
- 1998 年 国連持続可能な開発委員会第 6 回会合（CSD-6）
アジェンダ 21 のレビュー、淡水資源の持続可能な利用に向けた国際戦略が検討され、行動の指針となる決議が採択さ
れる。
- 2000 年 国連ミレニアムサミット（アメリカ、ニューヨーク）
ミレニアム開発目標（MDGs）の中で、「2015 年までに安全な飲料水及び基礎的衛生施設を継続的に利用できない人口
の割合を半減する」という具体的な数値目標が掲げられる。
- 2000 年 第 2 回世界水フォーラム（オランダ、ハーグ）
オランダのハーグにおいて 156 ヶ国から約 5,700 名が参加して開催され、「世界水ビジョン」が発表された。また、閣
僚級国際会議では 91 ヶ国の水関連大臣を含む 149 ヶ国の代表が出席し、「ハーグ宣言」が採択された。
- 2001 年 国際淡水会議（ドイツ、ボン）
「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」（南アフリカ、ヨハネスブルグ）に向けた水に
関する議論を行い、(1) ガバナンス、(2) 資金源、(3) 能力開発及び技術移転、の観点から「ボン勧告」が取りまとめら
れる。
- 2002 年 アナン国連事務総長「WEHAB」発言
ヨハネスブルグ・サミットに向けた準備会合で、1) 水（Water）、2) エネルギー（Energy）、3) 健康（Health）、4)
農業（Agriculture）、5) 生物多様性（Biodiversity）を具体的な成果をあげることが期待される重要分野として提唱。
- 2002 年「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」（南アフリカ、ヨハネスブルグ）
水が 5 つの主要分野（WEHAB）の一つとして取り上げられ、「実施計画」で水に加え衛生について数値目標が明示され
るなど、水問題が現在の世界の最重点課題の一つとして認識される。
- 2003 年 第 3 回世界水フォーラム（大阪、京都、滋賀）
我が国の大阪・京都・滋賀において 183 の国や地域から約 24,000 名が参加して開催され、持続可能な開発のための自
立と連携による水問題の解決をうたった「閣僚宣言」及び我が国が主導した「水行動集（PWA）」が発表された。また、
我が国の ODA による水分野での包括的な取り組みとして「日本水協力イニシアティブ」を発表した。
- 2003 年 G8 エビアンサミット（フランス、エビアン）
持続可能な開発の実現に向け、ミレニアム開発目標達成に当たっての資金確保の方途、京都議定書の重要性等幅広い分
野の問題について議論が行われ「水に関する G8 行動計画」が採択される。また、日本が第 3 回世界水フォーラム及び閣
僚級国際会議の成果も踏まえ、上述の行動計画策定において主導的な役割を果たしたことが認識される。
- 2004 年 国連持続可能な開発委員会第 12 回会合（CSD-12）（国連本部）
本会議は、1992 年の地球環境サミットのフォローアップを目的に毎年開催されているもので、2004 年から 2017 年ま
での 14 年間は 2 年を 1 サイクルとする個別のテーマを設定し、集中的な討議を行うこととされ、2004 年及び 2005 年の
テーマは「水」「衛生」「人間居住」となった。
- 2004 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」（国連本部）
2004 年 3 月 22 日の国連世界水の日に、国連アナン事務総長が新たな諮問機関として設置を発表した国連「水と衛生に
関する諮問委員会」（橋本龍太郎元内閣総理大臣が初代議長）の第 1 回会合が、2004 年 7 月 22 日と 23 日の両日、ニュー
ヨーク国連本部において開催された。その際、1 水に関するミレニアム開発目標（MDG）達成のために取り組むべき 10
の優先課題が合意され、そのための具体的な活動として 3 つの作業部会が設置された。また、独立した機関として、国連
や国際会議などに対して具体的な行動と発言を続けていくことが提案された。
- 2005 年 国連持続可能な開発委員会第 13 回会合（CSD-13）（国連本部）
2005 年は、第 1 サイクルの政策年にあたり、前年の CSD-12（2004 年）で確認された各国の現況を踏まえ、引き続き「水」
「衛生」「人間居住」のテーマについて、政策オプション、実施計画等今後の更なる取り組みについて討議を行い、「決定文
書」（Decision Adopted by the Commission）として取りまとめられた。
- 2005 年 ミレニアム宣言中間レビューサミット（国連本部）
2005 年 9 月、国連ミレニアム宣言のフォローアップサミットが開催され、ミレニアム宣言全体の中間レビューが行わ

- れた。特にアフリカと南アジア地域の MDGs の達成が困難であることが明らかとなり、政治的意志を結集してその解決を図っていくべき優先課題が確認された。
- 2006 年 第 4 回世界水フォーラム（メキシコ、メキシコ・シティ）
メキシコのメキシコ・シティにおいて 140 の国や地域から約 19,000 名が参加して開催され、持続可能な開発に向けた水問題の重要性をうたった「閣僚宣言」が採択され、我が国が主導した「水行動集（PWA）」を基盤とした「持続可能な開発に関する水行動連携データベース（CSDWAND）」が立ち上げられた。また、我が国の水と衛生分野の ODA について、国際機関、他の援助国等との連携を強化し、より一層効果的に実施するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）」を発表した。
 - 2006 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」（メキシコ、メキシコ・シティ）
2006 年 3 月 16 日に第 5 回会合がメキシコ・シティにおいて開催され、資金調達、水事業者パートナーシップ、衛生、モニタリング、統合水資源管理（IWRM）、水関連災害の各分野に係わる具体的な行動が呼びかけられ、これらに関する「行動計画（Compendium of Actions）」が同地で開催中であった第 4 回世界水フォーラムにおいて発表された。
 - 2007 年 国連環境計画（UNEP）第 24 回管理理事会（アフリカ、ナイロビ）
58 ヶ国の UNEP 管理理事国のうち 57 ヶ国を含む 140 ヶ国から、1000 名以上の参加があり、環境状況の評価、国際環境ガバナンス、国連機関の協力と調整、UNEP のプログラムと予算、国連改革、水銀対策等を中心に議論が行われた。水政策については、UNEP の活動指針となる「2007-2012 年水に関する政策及び戦略」が採択された。
 - 2007 年 第 5 回世界水フォーラムキックオフ会合（トルコ、イスタンブール）
世界 42 ヶ国より政府関係者、国際機関関係者、学識経験者、NGO 関係者ら 276 名が参加し、5 つの分科会（1. Water Security、2. Management and Governance、3. Water Use and Impacts、4. Wild Card Themes、5. Forum Processes）と地域別会合が開催され、2 年後に開催されるフォーラムに向けた基本的な方針が決定された。
 - 2007 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」（中国、上海）
2007 年 5 月 31 日に開催された第 8 回会合において、アジア主要国の水担当大臣級会合「アジア地域対話」が諮問委員会とホスト国である中国政府との共催にて開催され、アジア地域における水に関するミレニアム開発目標達成を加速させるための意見交換が行われ、橋本アクションプランに基づいた優先度の高い行動を実行するための具体的な方策が提案された。
 - 2007 年「第 1 回アジア・太平洋水サミット」（別府）
2007 年 12 月 3 日から 4 日まで別府にて開催され、56 の国・地域から、福田首相を含む 10 名の首脳級が参加し、「水の安全保障：リーダーシップと責任」という全体テーマのもと、「水のインフラと人材育成」、「水関係災害管理」、「発展と生態系のための水」の 3 つの優先テーマを中心に、10 のトピックセッションで討議が行われ、この地域の水問題解決に向けて各国政府の努力を促す「別府からのメッセージ」が発表された。
 - 2008 年 国連「水と衛生に関する諮問委員会」第 10 回会合（東京）
2008 年 5 月 26 日から 28 日まで東京にて開催され、オランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下が議長を務め、同委員会名誉総裁である皇太子殿下もご臨席された。本会合では、2006 年 3 月の第 4 回世界水フォーラムにて発表された「橋本行動計画」の履行に向けた活動報告が行われたほか、6 つの分科会（「統合水資源管理」、「衛生」、「水資源パートナーシップ」、「資金」、「水と防災」、「モニタリングと報告」）において討議が行われ、また、アウトリーチ活動として「日本との対話」及び「アフリカ諸国リーダーとの対話」が行われた。
 - 2008 年 第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）（横浜）
2008 年 5 月 28 日から 30 日まで、横浜にて開催され、「元氣なアフリカを目指して一希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、人間の安全保障の確立及び環境・気候変動問題への対処を重点事項として、アフリカ開発の方向性について活発な議論が行われた。本会議では水と衛生に関する政府開発援助の拡大や新たな水に関する専門家「水の防衛隊（W-SAT: The Water Security Action Team）」と呼ばれる技術支援隊としてアフリカ各地に派遣し、水資源に関する支援を行うことを発表した。
 - 2008 年 G8 北海道洞爺湖サミット（北海道洞爺湖）
2008 年 7 月 7 日から 9 日まで、北海道洞爺湖において開催された。主要議題の 1 つである「開発・アフリカ」において水と衛生問題を取り上げ、首脳会合において、分野横断的な水の問題に対処するため「循環型水資源管理」が重要であること、総合水資源管理及び「水の良い統治（グッド・ガバナンス）」が重要であることが確認された。G8 にて水問題を主要議題として取り上げたのは 2003 年のエビアンサミット以来であった。
 - 2009 年 第 5 回世界水フォーラム（トルコ、イスタンブール）
2009 年 3 月 16 日から 22 日まで、トルコのイスタンブールにおいて 155 の国や地域から約 33,000 名が参加して開催され、地球規模の課題に向けて「水の安全保障」を達成することをキーメッセージとして、世界の水問題解決に向けて取り組むべき事項を取りまとめた「閣僚宣言」が採択された。
 - 2009 年 G8 ラクイラサミット（イタリア、ラクイラ）
2009 年 7 月 8 日から 10 日まで、世界経済、環境・気候変動、開発・アフリカ等について議論が行われ、水・衛生・保健・教育といった MDGs の各分野についても、各国から取組を強化する必要性についての認識で一致した。
 - 2010 年 国際衛生年フォローアップ会議
2010 年 1 月 26 日及び 27 日に、国際連合大学において、日本政府、アジア開発銀行及び国際連合大学の共催で国際衛生年フォローアップ会議が開催された。会議では、「国際衛生年を超えて～世界の隅々まで持続可能な衛生サービスを提供するために～」をテーマに、「2008 年国際衛生年」の取組をフォローアップし、衛生に関する MDGs 達成をはじめとする衛生問題の解決に向けた重要な課題について議論がなされ、MDGs 達成期限の 2015 年に向けて今後 5 年間でそのための取組を加速させるための提言がとりまとめられた。

参考 10-2-2 「橋本行動計画」の概要

国連「水と衛生に関する諮問委員会」（議長：橋本元総理）は、第4回世界水フォーラム（2005年3月、メキシコ）において、水と衛生問題解決に向けた「行動計画（Your Action、Our Action）」を発表。同行動計画は以下の通り、6分野で各国政府、国際機関、諮問委員会等が取るべき行動を提言した。

1. 水事業体パートナーシップ：国連水関連機関調整委員会は、水事業体パートナーシップに対する国連関係機関からの支援を要請する。諮問委員会は行動プログラムを作り、その実現のため公共機関と国際社会に呼びかける。
2. 資金調達：地域機関は、ガバナンスと透明性を確保するためのプログラムを設定すべき。地域金融機関と世銀は、地方の事業体及び地方資金市場を開発するプログラムを設定する。また、援助機関は、これらの分野に資金を提供する。
3. 衛生：2008年（平成20年）を「国際衛生年」とする。同年に国連地域事務所が各地域でハイレベルな会議を開催する。国連開発の10年の総括として、進捗状況を確認するために国連が「国際衛生会議」を開催する。諮問委員会は援助機関や関係機関、政府と共に衛生の優先度の向上を目指す。
4. モニタリング：国連事務総長は、国連機関の幹部と共同して、ジョイント・モニタリング・プログラムにふさわしい予算や人員の配分についての優先度を高め、統合水資源管理の目標に関して、2008（H20）年の国連持続可能な開発委員会に進捗状況を報告するよう各国に求める。各国政府水と衛生へアクセスできる人数を毎年計測・報告するよう求める。OECDは資金調達などの目標を踏まえ向上させる。諮問委員会は財政機関等に働きかける。
5. 統合水資源管理：国連事務総長は国連加盟国に進捗状況を調査し、2008（H20）年の国連持続可能な開発委員会第16会期（CSD-16）に報告するよう要請するよう求める。国連経済社会局にデータベースの構築を求める。
6. 水と災害：国際社会が、世界的に統一された政治的な意思に基づき、水の災害に起因する生命・生活の損失削減に向けた世界行動の指針を表明した明確な目標を設定する必要がある。国と地方の政府は、災害発生中あるいは発生後の安全な飲料水と衛生の即時の提供を確保すべき。諮問委員会はそのような努力を支持し、国際社会による共通の目標の実現に向けて関係者と協力する。

参考 10-2-3 第5回世界水フォーラム閣僚級国際会議閣僚声明

我々閣僚及び各国代表団の長は、2009年3月20-22日に、「水問題解決のための架け橋」をテーマとする第5回世界水フォーラムの機会にトルコのイスタンブールに集結し、持続可能な開発に向けて、水に関連する世界的課題に取り組んでいくことを決意する。したがって、我々は、以下を再確認し、認識する。

アジェンダ21及びヨハネスブルグ実施計画等に記されている国際的な合意に基づく水と衛生に関する目標の達成に向けた各国政府による約束を再確認する。また、国連持続可能な開発委員会（UNCSD）の決定、並びに、水、水の利用、衛生、保健に関する多国間の合意を再確認する。

「水の安全保障」を達成する必要性を認識する。そのため、あらゆる世界規模の変化に対して水管理における適応を推進し、あらゆるレベルでの協力を改善することが極めて重要であることを認識する。

世界が、人口増加、移住、都市化、気候変動、砂漠化、干ばつ、環境の劣化、土地利用の変化、経済・食生活の変化といった、急速かつ予想を上回る、世界規模の変化に直面していることを認識する。

特に、ミレニアム開発目標の達成や、社会・経済の発展のための適切な水準の「水の安全保障」を確保していく上で、アフリカをはじめとする世界各地が直面する個別の課題を認識する。

第5回世界水フォーラムの閣僚会合に出席した我々閣僚及び各国代表団の長は、以下について認識を共有する。

1. ミレニアム開発目標など、国際的な合意に基づく目標を達成するための取組とともに、あらゆるレベルにおける適切な施策と十分な財源の確保を通じて、可能な限り短期間で、安全で清潔な水、衛生、保健衛生、健全な生態系へのアクセスを改善する取組を強化する。
2. 各国における河川流域、地下水における総合水資源管理（IWRM）の実施を更に支援する。このため、必要に応じて、国際協力を通じ、経済、社会及び環境面からの要請に公平に対応し、とりわけ、世界規模の変化による影響に取り組む。その際には、利害関係者全員の利益を考慮し、意思決定や計画に参加型プロセスを用いるとともに、全ての関係者が恩恵を受けられる形で解決の実現を図るために関係者相互間のよりよい関係の創出に努める。
3. 必要に応じて灌漑用水路網を構築することを含め、農業用水の需要管理、生産性、効率性を向上させる取組を実施し、雨水栽培型農業を改善して生産性を向上させるとともに、水を保全し、国際的な合意に基づく開発目標、その他関連の国際的義務・合意に即した形で、急増する人口、食料消費パターンの変化、農村部を中心とする生活水準の向上や貧困と飢餓の撲滅に対応できる持続的な食料の生産を図る。
4. 水に関連する各分野、特に、エネルギー・食料の安全保障及び貧困撲滅に関して、各国が主導している開発プロジェクトを支援する。貯水、灌漑、エネルギー生産、舟運、防災など複数の目的のため、経済的健全性、環境面での持続可能性、社会的公正性を具備したインフラの整備、管理、強化と既存インフラを改善する取組を行う。
5. 世界規模の変化が水資源、水循環や生態系に及ぼす影響について理解を深める。水に関連する森林の機能の強化のため、新たなメカニズムや林業従事者との連携関係を活用して、環境流量の保全、生態系の回復力の増進、劣化した生態系の回復に向けた取組を行う。
6. 汚染者負担の原則を適切に適用し、さらに汚水の回収、処理、再利用を推進・実施することを通じて、全ての分野による地表水・地下水の汚染防止を強化する。
7. 水不足に直面する地域における、淡水化と汚水再利用に向けた投資の必要性を考慮するとともに、これらが持続的かつ入手可能な額で利用できるよう、技術的支援とノウハウを提供する。
8. 武力紛争時の水資源、インフラ、環境の保全について定める国際法を尊重するとともに、必要に応じて、そのさらなる発展のために協力する。
9. 世界規模の変化による影響について予測し、取り組む国際レベル、国レベル、地方レベルの計画やプログラムを整備・実施・強化していくことを決意する。このためには、変化する水文状況、水に関する極端な自然現象、既存の社会資本の機能を適正に評価することが必要不可欠である。貯水及び排水能力の強化をはじめとする必要な社会資本の整備のための投資は、水の効率的利用に配慮しつつ、その規模を拡大していく必要がある。
10. 洪水や干ばつなど、自然現象及び人為的活動に起因する災害の防止と対応に努めることを決意する。可能な場合には、早期警戒システムの整備、水資源と水と衛生へのアクセスのためハード・ソフトの施策の実施、あらゆるレベルでの能力開発を行うことにより、緊急時管理から、人間活動に起因する災害への備・防災、リスク管理への転換を図ることを決意する。また、被災者保護と水循環系保全のため、災害後に必要な軽減策、復旧策を講じることを決意する。
11. 水に関連するモニタリングシステムの改善に努めるとともに、有用な情報が近隣諸国を含むあらゆる関係者に自由に提供されるよう努める。
12. 適切と判断される場合には、全てのレベルにおいて、とりわけ、持続可能な開発を実現する上で重要な要素である

水へのアクセスを人々に提供するため、社会的配慮を踏まえ、各国政府、地方自治体と連携し、責任を保つ一方で、関係者全員の役割、権利、義務を明確化し、分野横断的な調整及び政策を推進する。また、様々な形のパートナーシップを支援する。

13. 国家レベルにおいて水部門のガバナンスを改善するため、適切と判断される場合には、以下の実現を目指す。
 - a) 水管理について制度的な改革を推進すること
 - b) 水分野の法律、規制の枠組を強化し、その実施に関する政治及び行政の説明責任を強化するとともに、その効果的な運用を確保すること
 - c) 水に関する政策、計画、取り組みを実施するにあたり、不正を防止し誠実な姿勢を促進すること
 - d) 意思決定プロセスの透明性を確保すること
 - e) 水に関するあらゆる利害関係者から幅広い参加を推進すること
14. 水分野における科学的研究、教育、新たな技術の開発とその採用、技術的な選択肢の拡大を支援し、持続可能な水資源管理の実現に向けてこれらの活用を推進するとともに、社会の適応力と許容力の強化を支援する。水に関する諸問題に関する技術、実践、プロセスの普及など、開発面、適用面、普及における国際協力、そして水と衛生への世界的なアクセスを改善するための科学的、技術的、社会経済的その他の研究における国際協力を推進する。
15. 人権と、安全な飲料水・衛生へのアクセスに関する国連の議論を認め、安全な飲料水や衛生へのアクセスは、人間の基本的なニーズであると認識する。
16. 必要に応じて、流域の関係国の利害関係を考慮した上で、既存の合意事項やその他関連の取決めに基づいた流域諸国による協調行動を通じ、越境水資源の持続可能な利用・保全に関する協力の推進を図るための具体的かつ、実質的な一歩を踏み出す。必要に応じて、既存の制度を強化あるいは、新たな制度を整備し、越境水資源の管理の改善に向けた取組を実施する。
17. 国際機関に呼びかけ、持続可能な水資源の再生、保護、保全、管理、利用に関する経験を広め、優良事例の共有を促進するための、国際的な取組を支援する。
18. 国内の開発計画・戦略において、水と衛生を優先事項とすること、国及び地方の水資源管理計画の整備、水の管理と衛生サービスの提供への十分な財源の配分、ドナー間の調整プロセスのリード、水と衛生への投資を促す環境の整備に努める。また、公的資金、民間資金を含む、すべての財源から資金を動員するよう努める。
19. 水管理、水供給、衛生への支援を増やすよう国際金融機関、開発パートナー、受益国に対して働きかけを行うなど、あらゆる財源の効果的な利用を推進する。また、容易にアクセスでき、入手可能な額で利用可能な、効率のいいかつ多様な貸付、資金管理システムを支援することを決意する。
20. ミレニアム開発目標を実現するには、新たに十分な資源が必要であることを認め、アフリカや後発開発途上国をはじめ、開発途上国や移行経済国によって実施されている持続可能な水資源管理や持続可能な社会経済の発展に必要な社会資本の整備に向けた取組を補完するための投資を行うよう、国際社会、開発パートナー、民間の資金調達機関に要請する。
21. 公平かつ公正で持続可能な料金回収戦略の必要性を認め、それゆえ、水分野、特に、水供給、水質、衛生の分野について、現実的で持続可能な資金調達戦略を促進・実施する。経済性のみに着目したアプローチや手法では、料金回収の社会的・環境的側面を捉えることはできないことを認める。資金調達戦略については、社会資本の整備、拡張、運営、維持管理に関するニーズに対応できるよう、あらゆる水のサービスに対する料金、税金、外部資金を可能な限り最善の活用と組み合わせに基づくべきである。
22. 最後に、水が分野横断的な問題であることを認める。そのため、最上位の政治レベルを含め、水分野以外に我々のメッセージを伝達する。能力開発と一体となった、革新的なガバナンス、総合的な水政策、法的枠組、分野横断的政策、資金調達メカニズム、技術の整備を進めるべく、この問題のフォローに最善を尽くす。

したがって、第5回世界水フォーラムの閣僚会合に参加した我々閣僚及び各国代表団の長は、以下の見解を共有する。

- ・ (A) 第5回世界水フォーラム閣僚プロセスの成果に関連の国際的・地域的プロセスに伝達する
- ・ (B) 自らを喚起し、全ての利害関係者に対して、この閣僚宣言と其中で示された提言を考慮し、必要に応じて、水資源の管理やサービスに関する国内の政策に反映することを要請するとともに、これらの成果を第6回世界水フォーラムにつなげていく。また「イスタンブール水ガイド」とその提言内容に注目する
- ・ (C) 国会議員及び地方自治体とも引き続き連携し、相互に関連する事項として水や衛生問題に取り組む

最後に、第5回世界水フォーラムの閣僚会合に参加した閣僚及び各国代表団の長は、以下を行う。

- ・ (D) 第5回世界水フォーラム及び閣僚会合の開催に関し、トルコ政府、イスタンブール市、世界水会議に対して感謝の意を表明する
- ・ (E) 第5回世界水フォーラムの閣僚プロセス、地域プロセス、テーマ別プロセスに各国政府、地域機関、国際機関、関係団体が参加したことについて感謝する

参考 10-2-4 水資源の開発及び利用に関する国際交流等

名称	実施時期	加盟国又は相手国	関係省庁等
国際水道会議	全体会議 2 年に 1 回 アジア・太平洋地域会議 2 年に 1 回	73 ケ国	厚生労働省
国際かんがい排水委員会	総会 3 年に 1 回 理事会 1 年に 1 回 アジア・アフリカ地域会議概ね 2 年に 1 回	110 ケ国	農林水産省
国際大ダム会議	1 年に 1 回	80 ケ国	国土交通省 農林水産省 経済産業省
国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 環境と開発委員会	2 年に 1 回	53 ケ国、9 領域	環境省 国土交通省 外務省
国連教育科学文化委員会 (UNESCO) 国際水文学計画 (IHP) 政府間理事会	2 年に 1 回	36 ケ国	文部科学省 国土交通省等
世界気象機関水文委員会	4 年に 1 回	179 ケ国、6 領域	気象庁 国土交通省 外務省
日米環境保護協力協定に基づく水保全と水量削減に関するプロジェクト	概ね 2 年に 1 回	米国	国土交通省
日米環境保護協力協定に基づく水道水の 水質管理プロジェクト	概ね 2 年に 1 回	米国	厚生労働省
日仏河川・湖沼の水管理セミナー	概ね 3 年に 1 回	フランス	国土交通省 外務省
日中水資源交流会議	1 年に 1 回	中華人民共和国	厚生労働省、農林 水産省、経済産業 省、国土交通省、 独立行政法人水資 源機構
日中河川及びダム会議	1 年に 1 回	中華人民共和国	国土交通省
日韓河川及び水資源開発技術協力会議	1 年に 1 回	大韓民国	国土交通省
日韓技術交流会議	1 年に 1 回	大韓民国	独立行政法人水資 源機構
日韓国土計画分野協力会議	1 年に 1 回	大韓民国	国土交通省